

公 示

次のとおり企画提案競技（企画コンペ方式）の募集を行います。

令和5年5月19日

収支等命令者

佐賀県立図書館長 古賀 由紀子

1 業務内容

- | | |
|--------------|--|
| (1) 委託業務名 | 佐賀県郷土コレクション企画展「城の一生／古城のゆくえ」
イベント・パネル制作・広報等業務委託 |
| (2) 委託業務の仕様等 | 別紙説明書による |
| (3) 履行期間 | 契約締結の日から令和6年3月1日（金）まで |
| (4) 履行場所 | 佐賀県佐賀市城内2-1-41 佐賀県立図書館
佐賀県唐津市鎮西町名護屋1931-3 佐賀県立名護屋城博物館 |

2 参加資格に関する事項

本件企画コンペに参加を希望する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。
なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 公募開始の日の6か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (4) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 手続等に関する事項

- (1) 担当課 佐賀県立図書館 郷土資料課 郷土調査担当

郵便番号 840-0041 佐賀県佐賀市城内 2-1-41

電話 0952-24-2900

ファックス番号 0952-25-7049

電子メールアドレス toshokan@pref.saga.lg.jp

- (2) 説明書の交付期間及び方法

令和5年5月19日（金曜日）から6月23日（金曜日）まで佐賀県ホームページに掲載する。

4 説明会

- (1) 日時 令和5年5月26日（金曜日）午前10時～

- (2) 場所 佐賀県立図書館中2階会議室

- (3) 説明会参加申込み方法

ア 提出物 説明会参加申込書（別紙様式1） 1部

イ 提出期限 令和5年5月24日（水曜日）午後4時まで

ウ 提出場所 佐賀県立図書館 郷土資料課 阿部宛

エ 提出方法 持参、郵送、FAX、メール（必着）

※FAX及びメールの場合は、送付後、提出した旨連絡すること。

- (4) 説明会不参加者については、企画コンペの参加を認めないので注意すること。

5 参加資格の確認

本件企画コンペに参加を希望する者は、参加資格確認申請書に關係資料を添付のうえ、上記担当課に持参又は郵送し、参加資格の確認を受けること。

- (1) 提出物

ア 企画コンペ参加申込書（様式第2号） 1部

イ 実績書（様式第2-2号） 1部

ウ 会社概要（パンフレット等任意様式で可） 1部

- (2) 提出期限 令和5年6月12日（月曜日）午後5時まで

- (3) 参加資格の確認結果は、令和5年6月15日（木曜日）までに通知する。

注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

6 企画書等の提出

関係資料を添付のうえ、上記担当課に持参又は郵送すること。

(1) 提出物

ア 企画書（任意様式） 7部及びPDFデータ

イ 見積書（任意様式） 7部及びPDFデータ

※見積価格は審査における評価項目の一つであるため、企画内容と経費の関係がわかる内訳を記載すること。

(2) 提出期限 令和5年6月21日（水曜日）午後5時まで

(3) 提出場所 佐賀県立図書館 郷土資料課 阿部宛

(4) 提出方法 持参又は郵送（必着）※PDFデータはCD又はDVD

注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

7 プレゼンテーションの日時及び場所

(1) 日時 令和5年6月23日（金曜日）

(2) 場所 佐賀県立図書館2階会議室

(3) プレゼンテーションは参加者ごとに行う。個別の時間については参加者に別途連絡する。

(4) 留意事項

ア ヒアリング時間は1者あたり30分程度（説明20分、質疑10分程度）とする。

イ プロジェクター及びスクリーンの使用を希望する場合は、館で用意するため、事前に担当者まで連絡すること。ただし、パソコン等は参加者で準備すること。

8 結果の通知

令和5年6月29日（木曜日）までにすべての参加者に対し通知する。

9 評価に関する事項

(1) 評価基準は別表のとおりとする。

(2) 提案書の内容に未記入箇所がある場合、その評価項目は0点とする。

(3) 評価基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定める。

10 その他

(1) 契約保証金

ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。

イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、担保を供することができる。

ウ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。

(ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

(イ) 国又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これ

らのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

(2) 見積書について

見積書に記載する金額は、見積もった契約希望額（消費税及び地方消費税額を含む金額）とする。

(3) 失格要件

次のいずれかに該当する場合の提案は無効とする。

- ア 参加する資格のない者が行った場合
- イ 本件又は企画コンペ手続について不正行為を行なった場合
- ウ 見積書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合
- エ 1人で2以上の提案をした場合
- オ 代理人でその資格のない場合
- カ 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合
- キ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合
- ク 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

(4) 企画コンペ手続の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、本件企画コンペ手続を中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。

- ア 参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行することができないと認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない理由により、本手続を行なうことができないとき。

(5) 最優秀提案の決定方法

評価点の最も高い案を最優秀提案とする。なお、最優秀提案となるべき評価点の最も高い案が2人以上あるときは、技術点が高い方を最優秀提案とする。

(6) 参加者に求められる義務

- ア 参加者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。
- イ 受託事業者は、契約の履行にあたって、本委託業務の意図及び目的を十分に理解したうえで、最高の技術を駆使するとともに、佐賀県立図書館職員の指示を遵守し、誠実に実施しなければならない。また、受託事業者は、受託事業の実施にあたり、関連する法律等を遵守しなければならない。

(7) 留意点

- ア 委託業務の内容については、最終的に、佐賀県立図書館と受託業者が協議を行い決定する。
- イ 提出された書類は、選考作業に必要な範囲において複製する場合がある。

- ウ 提出された書類は返却しない。
- エ 本件企画コンペ参加に係る経費は、すべて参加者の負担とする。
- オ 提出する企画案は参加者1社につき1提案とし、提出後の書換え、差替え等は認めないものとする。但し、誤字等の軽微なものは除く。
- カ 虚偽の掲載をした参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。
- キ 県から提供する資料以外は、独自で入手等すること。
- ク 企画に際して、委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルが無いようにすること。
- ケ 公正な審査を妨害する恐れのある、あらゆる行為を禁止する。
- コ 企画審査で最高位の評価を受けた者が、参加要件を満たしていない場合は、契約締結できない。(この場合、次順位の者と契約を締結する。)
- サ 企画コンペについての問合せは、電話、FAX、メールで受け付ける。質問応答の内容は、必要に応じて参加者全員に周知する。

(8) その他

説明書及び仕様書による。